

職員の法令遵守等に関する行動規準

市長をはじめとするすべての奈良市職員は、市民の負託に応えるべく、全体の奉仕者として公共の利益のために全力を挙げて職務に専念する義務を負い、市民の福祉の増進を図る使命を有している。

このため、すべての職員は、常に公務員としての自覚をもって、時代に即応した知識や技能を身につけるとともに、法令を厳に遵守し、かつ、倫理の高揚に努め、いやしくも市政に対する市民の信頼を損なうことのないよう自らを律し、次の掲げる5項目の規準にのっとり、行動しなければならない。

第1 基本的心構え

1 全体の奉仕者であることの自覚

すべての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないことを深く自覚し、公正な職務の執行に当たるとともに、公共の利益の増進を目指して職務を遂行する。

2 公務の信用保持

自らの行動が常に公務の信用に影響を及ぼすことを深く認識するとともに、市民から信頼される職員であるよう、不断に公務員としての資質の向上及び倫理の高揚に努めること。

3 最小の費用で最大の効果

福祉の増進を図るにあたっては、改善意識とコスト感覚を持ち、最小の費用で最大の効果をあげ、市民の負託にこたえる。

第2 任命権者の責務

1 任命権者は、この行動規準の遵守を率先垂範し、職員に徹底させるとともに、この行動規準を市民に周知する。

2 任命権者は、公正な職務の遂行及び公務員倫理の確立に資するよう、研修の実施その他の必要な措置を講じること。

第3 管理職員の責務

1 管理職員は、その職責の重要性を自覚し、所属職員の範となるよう公務員として自らを律すること。

2 管理職員は、所属職員を適切に指導監督し、公正な職務の遂行の確保に努め、公務員

倫理の確立に資するよう、職場研修の実施その他の必要な措置を講じること。

- 3 管理職員は、職務の執行を常に検討し、その改善を図るとともに、職員の自律性を高め、良好な職場風土の形成に努めること。

第4 職員の責務と自覚

- 1 公私の別にかかわらず、奈良市職員としての職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となる行為（おそれのある行為を含む。）をしないこと。
- 2 職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- 3 職務及びその地位を自ら又は自らの属する組織のための私的利用しないこと。
- 4 職務上利害関係の事業者等との接触に当たっては、市民から疑惑や不信を招くおそれのある行為をしないこと。

第5 適正かつ公正な職務の遂行

1 市民との接遇

よい接遇が市民との信頼関係を確立していることを深く認識し、「親切・丁寧・公正・明朗・迅速・的確」を基本とする接遇を行なうことにより、不当要求行為等の未然防止を図ること。

2 不当要求行為等の排除

法令に反し、又は公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求められたときは、これを拒否し、組織として対応すること。

3 適正な事務処理

(1) 事務の処理に当たっては、常に関係法令に照らし適正に処理をするとともに、緊急を要する場合を除き、文書をもって行うこと。

(2) 事務の根拠、理由等について、市民に対して適切かつ十分な説明ができるよう努めること。

4 市政情報の共有

市民に対して積極的な情報提供に努め、市政への理解及び信頼を高めること。